（法第五条第十四項に規定する主務省令で定める事由）

第六条の九の二　法第五条第十四項に規定する主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一　通常の事業所に新たに雇用された後に労働時間を延長しようとする場合

二　休職から復職しようとする場合

（法第五条第十四項に規定する主務省令で定める便宜）

第六条の十　法第五条第十四項に規定する主務省令で定める便宜は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める便宜とする。

一　就労継続支援Ａ型　通常の事業所に雇用されることが困難な障害者であって雇用契約に基づく就労が可能であるもの又は通常の事業所に雇用されている障害者であって前条に規定する事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものに対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

二　就労継続支援Ｂ型　通常の事業所に雇用されることが困難であって雇用契約に基づく就労が困難であるもの又は通常の事業所に雇用されている障害者であって前条に規定する事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものに対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

（法第五条第十七項に規定する主務省令で定める援助）

第六条の十の八　法第五条第十七項に規定する主務省令で定める援助は、次に掲げる援助とする。

一　居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談

二　住居の確保に係る援助

三　前二号に掲げるもののほか、居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助

（法第二十三条に規定する主務省令で定める期間）

第十五条　法第二十三条に規定する主務省令で定める期間は、支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に規定する期間を合算して得た期間とする。

一　居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援（第三号及び第四号に掲げるものを除く。）、就労定着支援及び自立生活援助　一月間から十二月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間

二　療養介護、生活介護、施設入所支援、就労継続支援（次号に掲げるものを除く。）及び共同生活援助　一月間から三十六月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間

三　就労移行支援及び就労継続支援（通常の事業所に雇用されている障害者であって第六条の七の二又は第六条の九の二に規定する事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、これらの障害福祉サービスを利用する場合に限る。）　一月間から六月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間

四　（略）

2　（略）

（新設）

（法第五条第十四項に規定する主務省令で定める便宜）

第六条の十　法第五条第十四項に規定する主務省令で定める便宜は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める便宜とする。

一　就労継続支援Ａ型　通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

二　就労継続支援Ｂ型　通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

（新設）

（法第二十三条に規定する主務省令で定める期間）

第十五条　法第二十三条に規定する主務省令で定める期間は、支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に規定する期間を合算して得た期間とする。

一　居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援（第三号に掲げるものを除く。）、就労定着支援及び自立生活援助　一月間から十二月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間

二　療養介護、生活介護、施設入所支援、就労継続支援及び共同生活援助　一月間から三十六月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間

（新設）

三　（略）

2　（略）